

仕様書

1. 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、鳴門市クリーンセンター周辺の大気汚染物質・水質・悪臭の調査を行うことにより、鳴門市クリーンセンターの適正な管理状況を確認することを目的とする。

(2) 委託業務名

令和7年度鳴門市クリーンセンター周辺環境調査業務

(3) 場 所

鳴門市瀬戸町地内

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

(5) 採取時期

市の指定する日

(6) 業務内容等

本業務の範囲及び内容は、3.業務範囲及び9.業務内容によるものとする。

(7) 関係法令等の遵守

本業務遂行にあたっては、関係する法令、規則等を遵守すること。

2. 雑則等

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、資料収集及び現地調査等の内容は十分かつ必要な内容とし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議、又は調査実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として業務受注者（以下「受注者」という。）の責任において実施するものとする。

ただし、鳴門市及び受注者とも事前に予知できない事項、多額の出費を伴うような調査等については、鳴門市と協議のうえ決定するものとする。

(2) 疑 義

受注者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、鳴門市と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 調査及び試験方法

調査に使用する機器及び試験方法は、それぞれ信頼度の高い機器及び方法とし、日本工業規（JIS）及び公定な規格、方法が定められている場合は、それらに従うものとする。

(4) 検 査

本業務は、鳴門市の検査合格をもって完了とする。

3. 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 必要な資料収集

(2) 現地調査、分析

(3) 報告書の作成（A4版 2部）

4. 提出書類

本仕様書に基づき鳴門市の指定する期日までに、次に示す書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書 「1」部
- (2) 業務工程表（概要） 「1」部

5. 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 土壌汚染対策法
- (6) 悪臭防止法
- (7) ダイオキシン類対策特別措置法
- (8) 日本産業規格(JIS)
- (9) その他関係法令、条例及び規則等

6. 業務管理

受注者は本業務実施に際して、次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

現地調査中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の発生がないよう努めること。

(2) 現地管理

現地調査の時期、地点及び調査機器の設置などについては、事前に計画書を提出し鳴門市と協議の上、実施すること。

また、公有地又は私有地への立ち入り、現地調査のための植物伐採、さく等の除去、土地又は工作物等の一時使用を要するときは、あらかじめ鳴門市と協議を行い業務が円滑に進捗するよう努めること。

(3) 復旧

資料及び既存建物等の汚染防止に努め、万一紛失、損傷、汚染等が生じた場合は、受注者の責任において復旧すること。

7. 資料の貸し出し

- (1) 本業務実施のために必要な図面類、関係資料等は受注者の希望があれば、鳴門市が受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、鳴門市の承認を受けることとする。また、貸与された資料は業務完了時に全て返却すること。

8. 報告

業務実施期間中、受注者は鳴門市から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告するものとする。

9. 業務内容

(1) 大気調査

1. 分析項目及び分析方法

項目	調査方法
1 大気汚染物質	
二酸化硫黄	JIS B 7952
窒素酸化物	JIS B 7953
浮遊粒子状物質	JIS B 7954
塩化水素	JIS K 0107
一酸化炭素	JIS B 7951
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気調査マニュアル
2 状況観測	
風向・風速	微風向風速計
気温	静電容量式相対温度計
湿度	静電容量式相対湿度計

2. 調査回数

小海集会所	夏	1回	
明神2号公園内	冬	1回	
菅谷団地	冬	1回	計3回

3. 採取位置

小海集会所
明神2号公園内
菅谷団地

(2) 水質調査

1. 分析項目及び分析方法

項目	分析方法
イオン濃度（水素指数）（pH）	昭和49年9月環境庁告示第64号該当項目で定められた分析方法とする。
生物化学的酸素要求量（BOD）	
化学的酸素要求量（COD）	
浮遊物質（SS）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	
フェノール類含有量	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	

クロム含有量	
大腸菌群数	
窒素含有量	
磷含有量	
カドミウム及びその化合物	
シアン化合物	
有機磷化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	
1,4-ジオキサン	
ダイオキシン類	JIS K0312

2. 調査箇所及び回数

クリーンセンター敷地内調整池 1回

(3) 悪臭 2.2 物質分析調査

1. 分析項目及び分析方法

項目	分析方法
アンモニア	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表 1
メチルメルカプタン	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表 2
硫化水素	
硫化メチル	
二硫化メチル	
トリメチルアミン	
アセトアルデヒド	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表 3
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表 4
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
スチレン	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表 5
キシレン	
プロピオン酸	
ノルマル酪酸	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表 6
ノルマル吉草酸	
イソ吉草酸	
イソ吉草酸	

2. 調査箇所及び回数

クリーンセンター敷地境界 2 地点 1 回 (計 2 検体)

(4) 臭気指数調査

1. 分析項目及び分析方法

項目	分析方法
臭気指数	平成 7 年環境庁告示第 63 号 別表

2. 調査箇所及び回数

クリーンセンター敷地内 3 地点 1 回 (計 3 検体)

(5) 分析結果報告書

次の事項についてまとめた報告書を作成し、提出すること。

- ① 分析結果
- ② 定量下限

- ③ 評価及び考察事項
- ④ 各測定試料のサンプリング方法及び分析方法
- ⑤ 各測定試料のサンプリング状況写真
- ⑥ その他必要なもの（PRTR 報告用計算書等）